

機密保持契約書

本契約書（以下「本契約」といいます）は、2026年1月9日に開催されるイベント「井川塾 UNLIMITED」（以下「本イベント」といいます）に参加する者（以下「参加者」といいます）と、井川塾を運営する株式会社サイゾー（以下「運営者」といいます）との間で締結されるものであり、本イベントにおいて開示される情報の機密性を保つことを目的とします。

第1条（定義）

1. 本契約における「機密情報」とは、本イベントにおいて、井川意高氏（以下「講師」といいます）または運営者が開示するすべての情報を指します。これには、口頭、書面、電子データ、映像、音声、スライド、発言内容、質疑応答の内容、ならびにそれらを要約・再構成した情報を含みます。
2. 以下の情報は機密情報に該当しません。
 - ・開示時点で公知となっている情報
 - ・参加者が正当な手段により事前に保有していた情報
 - ・運営者が書面により開示を許可した情報

第2条（機密保持義務）

1. 参加者は、機密情報を厳重に管理し、第三者に対して開示、漏洩、共有してはなりません。
2. 以下の行為も禁止されます。
 - ・SNS、ブログ、掲示板、動画・音声配信等への投稿
 - ・家族、知人、友人、同業者等への口頭での共有
 - ・匿名、仮名、内容をぼかした形での情報共有
3. 機密情報は、本イベントの趣旨である個人の学び・教養の向上以外の目的で利用してはなりません。
4. 本イベント終了後も、本条の義務は継続します。

第3条（責任）

1. 参加者が本契約に違反し損害を与えた場合、その責任を負います。
2. 違反が判明した場合、今後の井川塾関連イベントへの参加をお断りすることがあります。
3. 機密情報を基に行動した結果については、参加者自身の責任とします。

第4条（例外事項）

法令または裁判所等の命令により開示が必要な場合、可能な限り事前に運営者へ通知し協議します。

第5条（契約期間）

本契約は締結日より効力を生じ、本イベント終了後も機密保持義務は存続します。

第6条（準拠法および合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、運営者所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

第7条（その他）

1. 本契約の変更は書面による合意が必要です。
2. 一部条項が無効でも他の条項は有効とします。

以上、本契約に同意のうえ署名することで、本イベントに参加できます。

運営者：株式会社サイゾー 井川塾運営事務局

参加者：

署名日（契約締結日）：